



ひらた行政だより

「特別人権相談所」開設のお知らせ

12月4日から12月10日は「人権週間」です。
村では下記により特別人権相談所を開設します。

日 時	令和2年12月4日(金)	午前10時～午後3時
場 所	平田村役場 別棟会議室	
相談員	平田村の「人権擁護委員」が相談に応じます。	

相談は無料で、秘密は厳守します。

困りごとや悩みごと(嫌がらせやいじめ、差別的扱い、子どもや高齢者・障がい者への虐待、
家庭内暴力等)などお気軽にご相談ください。

お問い合わせ 住民課 55-3112

年末年始のごみ収集・し尿汲み取り等について

●ごみ収集

可燃・不燃・資源ごみの収集は、ごみ収集カレンダーのとおりです。
最近、分別されていないごみ袋が多くなっています。
正しく分別し、ごみステーションへ排出しましょう。

●粗大ごみ

年内の粗大ごみの回収申込みは12月18日(金)午後4時までです。
申込みは、きららクリーンセンター(Tel26-7500)へお願いします。

●し尿汲み取り

年内のし尿汲み取り申込みは12月11日(金)午後5時までです。
例年大変混雑しますので、早めの申込みをお願いします。
(都合により年明けになる場合があります)

◎各業務の年始の受付開始は1月4日(月)からになります。

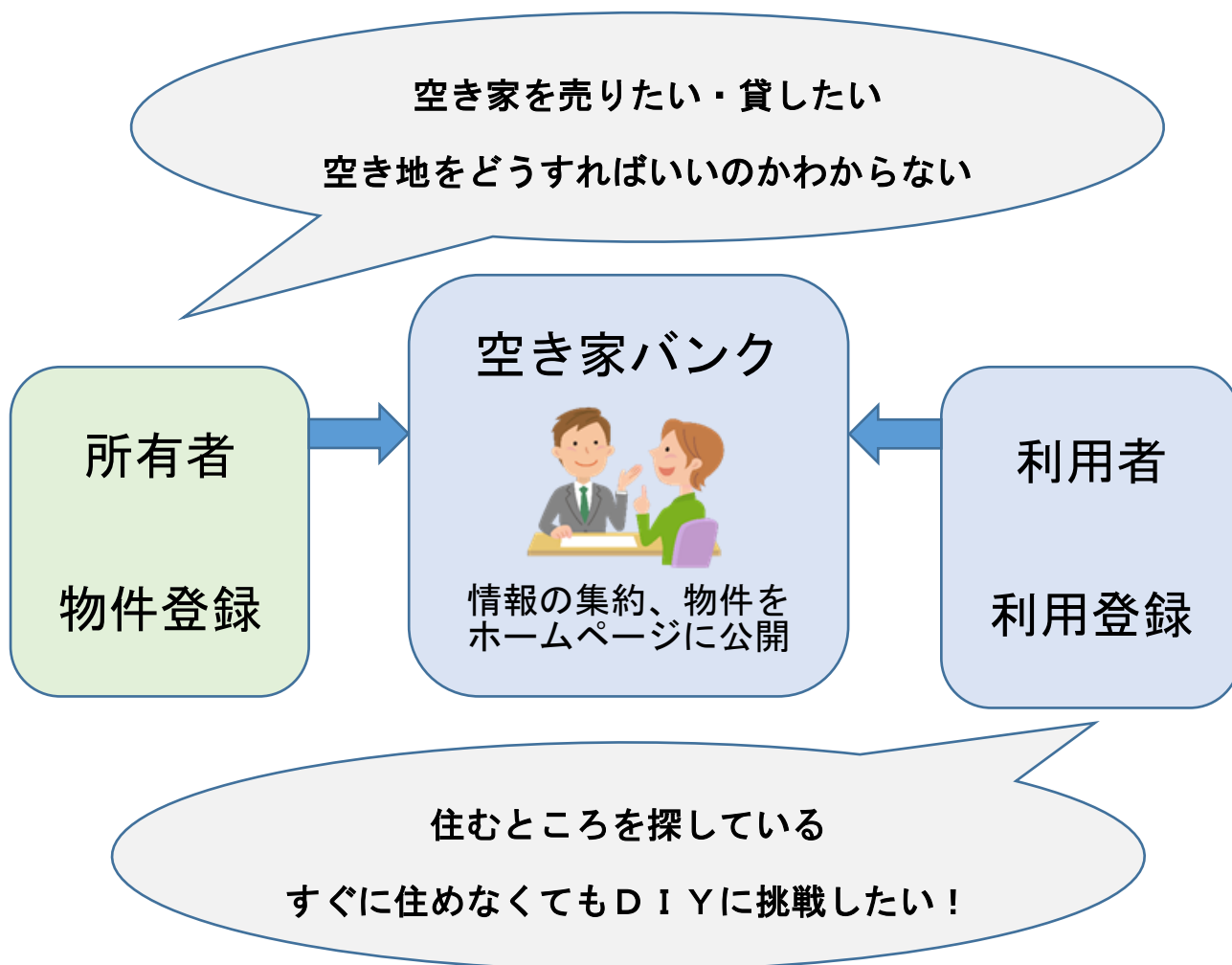
◎土、日、祝日の受付はしておりませんので、平日に申し込みをしてください。

お問い合わせ 石川地方生活環境施設組合 26-2784
住民課 55-3112

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

平田村空き家・空き地バンクを利用してみませんか

平田村空き家・空き地バンクとは、村が空家等に関する情報を集め、広く物件情報を周知する制度です。



空家の有効活用を考えている方はお気軽にご相談ください。

契約交渉は所有者・利用者間で行うものになります。

※村は契約には関与しません。

(公社) 福島県宅地建物取引業協会との協定を締結しています。

適切な管理が行えず、家屋を放置していると、老朽化による倒壊や景観の悪化、不審火などにつながります。

空き家の所有者不明による様々な問題も起きています。放置家屋等にならないよう対策をお願いします。